

みんなづくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

跋

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松岡, 格 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00009362

跋

松岡 格
獨協大学

本書は、2015年12月に早稲田大学で開催されたシンポジウム「台湾原住民の姓名と住民登録—過去と現在をつなぐ文化・社会・制度」をきっかけに企画・編纂された。

台湾および台湾原住民社会にとって、台湾原住民の姓名と住民登録の問題は極めて現代的で、かつ極めて（原住民の生活に関わる）身近な問題であり、しかも原住民文化の実践課題でもある。

まず、なぜ台湾社会にとって現代的な問題かと言うと、多文化主義にもとづく政策の実施如何に関わっているからである。台湾は世界でもまれに見る多文化主義先進地域と言ってよいだろう。複数のエスニック・グループの存在を認め、また文化ごとの差異を認めて、場合によっては文化の保存・復興を政府が後押しする。台湾のエスニック・グループの中でも台湾原住民は、先住民族として認定されており、その文化の存続は特に重視されている。先住民族である原住民に対する政策如何が、台湾における多文化主義政策の進展評価のバロメーターになっていると言うこともできるだろう。

現在の台湾では原住民に対する政策の見直しが進んでいるが、その展開を見守っているのは原住民自身だけでなく、台湾社会全体であるということである。原住民族の伝統姓名の回復、というのはその中でも重要なトピックである。

とはいっても、伝統姓名の回復は、上からの政策の賜物というわけではない。本書でも繰り返し言及されているように、1980年代以降の原住民族運動で、原住民自身から提出された要求を受けて実現したものである。台湾の姓名条例の改定も、これら原住民自身からの声を受けて進んで来た台湾社会の変革のうちの一つである。従来は身分登録において登記する姓名は漢族式の姓名しか認められていなかったが、これによって原住民族の伝統文化に根ざした「伝統姓名」によって登記することが可能になったのである。「現代的」というのはそのような状況を指している。伝統姓名によって姓名登記できるようになった、そのような状況自体が現代的である。

ところが、これも本書で繰り返し指摘されたように、伝統姓名への回復自体は思ったように進んでいない。というのは、上記のように伝統姓名を回復できる制度は整備されつつあるものの、原住民自身による伝統姓名への登記し直し（伝統姓名の回復）の実践がそれほど広がっていないのである。登記する姓名を変更しない様々な理由があるようであるが、回復する伝統姓名がどのようなものであるか、原住民自身が把握しにくくなっていると思われる。そのような意味で、伝統姓名回復は現代の「問題」でもある。

その状況は林修澈の論文で三点に分けてまとめられている。一点目は「姓」の設定に

関わる問題である。原住民各族の文化・習慣は大きく異なっており、伝統的名制のあり方も大きく異なっている。姓の設定による影響―拙論で述べたような可視化の影響でもある―も一様ではない。伝統的名制の在り方によって、その影響も異なっている。具体的にはさらに下記三類型に分けて問題点が指摘されている。

- (1) 氏族組織が存在した民族においては、多様なレベルが存在するどのレベルを重視して氏族を「姓」に対応させるのかという問題
- (2) 氏族でなく家名が存在した民族においては、家名継承のルールが混乱しているという問題
- (3) 氏族も家名も持たなかった民族にとっては、「姓」を設定するためには「姓」を創出しなければならないが、このような「伝統の創造」を許すかどうかという問題

二点目は、登記する姓名の表記に関わる問題である。伝統姓名を表記する場合、アルファベットで表記することが一つの理想ではあるが、現状では漢族式姓名とローマ字による伝統姓名を並記するという方式が大勢を占めており、この情勢が現状では覆しがたいということである。

三点目は伝統的名制の継承危機をめぐる問題である。伝統的に氏族組織が存在しても、原住民自身が自分がどの氏族に所属するかさえわからなくなっているといった問題、各民族の族譜系統関係自体も再整理が必要となっているという問題、異民族間の結婚の伴う問題（漢族との結婚、原住民族内の異民族の結婚）などの問題である。

こうした状況を受けて、長年台湾原住民の言語教育・文化教育などの前線に立ってリードしてきた政治大学原住民族研究センターが『原住民族人名譜』を編纂した。こうした資料の作成、つまり一つの典拠の出現を受けて、伝統姓名の回復がさらに進むことが期待される。

台湾原住民各族の名制

伝統姓名の命名のために、伝統的名制の研究が重要になることは言うまでもないだろう。本書には伝統的名制のあり方についての解説・分析が多く見られる。サイシャット族の名制（氏族制度）については林修澈論文と伊萬納威論文において、ルカイ族とプユマ族の名制については笠原論文において、パイワン族の名制については曾有欽論文や松岡論文において、ヤミ族の名制（テクノニミー）については野林による序論と森口論文において、世代間の人名継承や氏族を前提としたブヌン族の名制については森口論文において、宮岡論文ではツォウ族の名制については宮岡論文において説明・論究されている。

この中で、社会人類学的観点から具体的な民族の事例に則して名制について解説・分析を行っているのが笠原論文である。笠原はルカイ族とプユマ族を例に、戦前の民族学者等の残した資料、（自身を含む）現代の人類学者の集めたデータなどに言及しながら原

住民の名制について解説・分析を行っている。

社会階層制と関わる個人名の選択、姓というよりも家屋名（屋号）とも言うべき家名を有するルカイ族の名制に対して、家名が存在したのかどうか判然とせず、一方で個人名の命名方式が多様で、実名忌避とみられるような状況が見られたプユマ族の例が対置されている。ルカイ族とプユマ族の例は、他の複数の論文が言及している二つの異なる命名体系の違い（世襲名／創名制、閉じた体系／開かれた体系など）にも対応している。

しかし一方で笠原は、社会人類学的観点からは、命名法の差異がその点（二つの命名体系の違い）に限定されないということも示唆している。社会人類学的観点から行われるこうした命名のルールは、今後も参照されるべき重要な参照点となると思われる。

森口論文がヤミ族を例に説明するテクノミーの意味については、笠原論文で言及されている実名敬避の例と交錯するテーマになっている。森口によればヤミ族の人名はテクノミーによる命名が行われる家族外に示す「アニトの名前」と家族内で呼称する「真の名」（公にしない人名）に分けられる。言い換えれば、一人の人間が二つの名を持っているということである。しかしこのように人名を使い分ける主目的は、家族外から隠すためではない、ということが指摘されている。森口によれば、家族外の人間（生きている他者）ではなく、「死者の霊」から隠す、というのが理由である。こういったある種のリスクから逃れる技法というの重要な指摘ではないだろうか。したがって笠原論文で指摘されていたような実名敬避の意図とは目的は異なるが、人名を秘匿する習慣が社会の中で継承されてきたと見られることは興味深い。（後述する）松岡論文で言及されている近代主義の弊害に対抗する技法をいかに磨くのか、といった問題について考える際にも、こうした人名を秘匿するような文化実践の中にそのヒントが隠されているのではないだろうか。

曾有欽論文では家名がパイワン族社会において占めてきた社会的な役割についての具体的な説明が見られる点が注目される。著者自身が所属する屏東県三地門郷の首長家の家名を収集・整理し、自身の部落の家名や自家の家名等について整理している部分は、歴史記録としての意味も持っていると言える。一方で学術的観点から注目されるのは、口承文化、歌謡における家名の占める役割について言及・議論が見られる点である。名制が伝統的社会において占めた役割などについて考える際にはこうした点が重要になってくる。この口承文化の継承・保存は急がれるべきであり、原住民自身の眼前に並んだ文化実践の課題でもある。

国家的統治による原住民族の人名をめぐる変化とその帰結

こうした伝統的名制が、近代国家の統治を経験することで変化を経験することになった。キーワードとなるのが、シンポジウムのテーマの一つとして掲げられた身分登録である。この点については主に松岡論文が解説・論考を行っている。

松岡論文では、身分登録が社会に与えた影響について議論と実証を行っている。

まず、身分登録が社会に与えた大きさについて示す例として、エスニシティに関わる記載事項を分析対象としている。日本統治時代に台湾の住民に対して行われた身分登録書類において、「種族欄」が設定された。これがその後の台湾社会のエスニシティ認識に大きな影響を与えたと考えられる。そのエスニシティ認識というのは、多文化社会が定着した現在の台湾において、明らかに大きな意味を持ち続けている。現在の台湾の社会認識に与えた影響の大きさについて考えると、エスニシティに関する記載欄の例は、身分登録の記載事項が社会に与えた影響について問うことの意義の大きさを明快に示していると言える。

姓名欄の設定も、同じように身分登録の記載事項が台湾社会に影響を与えた事例としてあげることができる。特に本稿でとりあげた台湾原住民社会の例については、外来文化による影響とその変遷がわかりやすい形で見てとることができる。同時に考えるべきなのは、その影響が複雑な形で、台湾原住民社会の現在とつながっていることである。

いずれの例でも身分登録やその書類の記載事項が社会や個人に影響を与えているという点では同様なのであるが、その「影響」の中身についてそれぞれの事例が映し出す側面は大きく異なっていた。「種族」欄の例では、身分登録制度および近代主義の導入と定着、社会にあてはめる枠の固定化といった側面が照らし出された。このような一方的で比較的単純な影響関係に対して、「姓名」欄が社会に与えた影響は必ずしも一方的とは言えず、時に乱反射と見てもよいような、統治実践が当初意図した目的とはすれ違うような影響、また影響が社会に及んでいく時のプロセスの複雑性が映し出された。また、原住民の姓名をめぐる実践は、身分登録のような統治の影響を乗り越えていくような、統治者が設定した枠を逸脱していくような、あるいは主体的に利用していくような実践であると考えられる。

宮岡論文で注目されるのは、ツォウ族の人名登記に関わる変遷過程が詳細に示されていることである。ツォウ族の伝統的名制は、父系氏族組織（氏族－亜氏族）のうち亜氏族の単位で共有される「家名」と、極めて限られた選択肢の中から選択される個人名のあり方が特徴的である。カタカナによる登記、日本式姓名、漢族式姓名による登記という流れは上記の松岡論文などでも示されているが、ツォウ族の伝統的名制とこうした改姓名による影響について具体的に説明し、それによって生じた問題についても具体的に指摘したことは大きな意味を持っている。概要のみ示せば、カタカナによる登記の際には人名は亜氏族名と個人名の順で記載され、まずこの時点で亜氏族名が保存された。日本式姓名による登記の際も、亜氏族名を同じくする「姓」は共通の日本姓がつけられ、亜氏族の集団性についての連続性が保たれた。しかし一方で婚出した女性の亜氏族名は夫の「日本姓」に揃えられ、ここに文化に対する介入が見られた。戦後の漢族式姓名による登記の際も、日本姓からの連続性が見られ、したがって戦後の「漢族姓」によって

もある程度重氏族名が区別できるようになっている。しかし、これも同時に注意が必要なのは、日本姓付与の際に、いくつかの重氏族に共通の日本姓がつけられた結果、場合によっては姓による重氏族間の細かな差異の明示が難しくなるという現象が生じ、こうした問題は部分的に戦後にも引き継がれたという点である。

漢族式姓名による登記の影響（あるいは問題）が先鋭的に現れるのは、伊萬論文が扱う「雑姓」の問題である。サイシャット族の姓は、氏族の違いを示すものであり、サイシャット族的な姓のセットが存在する（伊萬論文 表5参照）。その中には氏族の「本姓」と考えられるものと、そこから派生した「衍姓」と考えられるものがある。しかし、サイシャット族と他民族との婚姻により、こうしたサイシャット族の氏族に特徴的な姓とは関連のない漢族式姓「雑姓」が生じるようになった。これは民族の境界をゆるがすゆゆしき問題として指摘されている。また同時にこうした問題の存在を意識しつつ、さらなる伝統姓名の回復がなされるべきことが主張されている。

単なる姓名自体の変容に止まらない、命名による社会の混乱が指摘されているのが林修澈の指摘している社会階層秩序の混乱である。ルカイ族やパイワン族の社会は厳格な社会階層制で知られ、家名も個人名も首長や貴族といった上層階級と平民では区別された。ところが首長や貴族の名前が選好された結果、階層を無視して上層階級の人名が社会に氾濫し、名前によっても区別されていた秩序が動揺する事態となっている。

歴史史料に記録された原住民族の人名

こうした原住民族社会の変化について分析するにあたり、歴史的観点が一つのキーとなる。清水論文と春山による資料解題は、こうした観点から言って重要である。

清水論文は、史資料に記録された原住民の人名について考察を行っている。まず注目される点は、近代国家による統治が始まる前の、オランダ統治時代の史料および清朝時代の史料をもとに、そこに記録された原住民の人名の把握・記録について検討されていることである。そこではオランダの統治範囲の及んだ集落の有力者の人名が記録されていたことが示されている。清朝時代の古文書でも同様に、間接統治にかかわる人名の把握・記録が見られる。ともに近代国家による住民（国民）の全数的可視化に至る前の、統治者による住民把握の様子が見てとれる。もう一つ重要な点は、日本統治時代に「熟蕃」や「平埔族」と言われた原住民のグループに関わる史資料、およびフィールドデータによって、彼らの人名や歴史的経験について説明されていることである。「姓名と身分登録」という観点から興味深いのは、こうした平埔族は清朝時代にはすでに漢字姓名を持っていたと見られことから、日本統治時代や戦後の身分登録書類の記載に関わる影響は相対的に少なかった可能性があるという点が指摘されていることである。したがって「平埔族」は原住民の他の民族とはその意味でも異なる歴史的経験を持ったと考えられる。

春山による資料解題において扱われているのも、史資料に登場する原住民族の人名である。具体的に扱われている1930年に起こったいわゆる「霧社事件」関連の史資料に記録されたセデック族の人名である。特に「霧社事件に関する蕃人の死者名調」に記載された大量のセデック族の人名（死者名）が私達に何を伝えているのか、と春山から投げかけられる問いかけは、極めて重い。注目される点はいくつかある。霧社事件による原住民族の被害者の情報を正確に伝える史料となるかどうか、また、当時のセデック族の人名のあり方を記録する史料となるかどうか。後者については確かであろうが、前者はより大きな影響力を持っている問題である。霧社事件は、日本統治時代当時の台湾および宗主国の日本（内地）に衝撃を与えた歴史事件である。この史料の存在をどう考えるかは、原住民社会および台湾社会にとって重要な問題であるとともに、日本人の問題でもある。

ジレンマの克服に向けて

伝統姓名というのは、原住民族としてのアイデンティティを支えるものになりうる。またそのアイデンティティを外に示すことができる有力な手段（示差的文化）のうちの一つである。そのような点を原住民自身が強く意識していることは、伝統姓名のローマ字表記を登録した宮岡論文のインフォーマントの語りにも登場する。客観的に見れば、伝統姓名の回復は積極的になされるべきである。

しかし、それにも関わらず、伝統姓名への回復は思うように進んでいない。この問題をどのように考えるべきであろうか。そこには、ある種のジレンマが存在していると考えべきだろう。これについては伊萬による下記の指摘が、ポイントをついていると思われる。

もし行政の力で原住民に対して統一的に伝統姓名に変更することを要求した（戦後の強制的な漢族式姓名のように）としたら、民意の支持を得られるのか？ もし反対に個人の自由に任せた場合（現在の方式）は、問題が複雑化し、事態は混迷を深めるばかりとなってしまうのか？（伊萬論文 p.53 筆者訳）

このような困難な状況にあって、日本統治時代の戸籍資料をもとに編纂された『原住民族人名譜』によって伝統姓名命名の手がかりとなる確固とした資料ができあがったことは、一つの前進と言えるだろう。

そこで伝統姓名命名をめぐる目下の問題が整理されたことも重要な進展であると言える。『人名譜』編纂に関わって、原住民族センターは台湾に現存する日本統治時代の戸籍資料を集めるだけでなく、編纂した資料をもって25回の公聴会を開催して原住民族自身の意見を聞き取りながら改訂を重ねた。このあたりの経緯を詳述しているのが黄季平論文であり、さらにアンケート調査による聞き取りも行ったことを紹介している。こうし

た情報を総合して黄季平が問題解決のキーワードとして挙げるのは「用字」と「格式」の問題である。

「用字」とは漢字とアルファベットによる表記統一の問題である。ここで注目されるのが林修澈論文で提出されている「族名漢字訓読」法である。民族ごとに、人名に使われる原住民語のことばに対応する漢字用法を統一することである。これは今のところほとんど用例がないので、ほとんど林教授による発明と言ってよいと思われるが、漢字を使う台湾社会で暮らす台湾原住民にとって、有効な一つの方法となるだろう。これに対して『人名譜』が主に達成しているのは漢字の原住民語発音の対応である。

「格式」とは姓名のフォーマットの問題、何を姓、何を名として見なすのかという問題、そして姓名の「語順」の問題といった形式上の問題である。ここで注目されるのが、森口論文で指摘されている言語類型と姓名の対応関係である。言語学的にみた文章の語順と、姓名の前後関係が対応する（V-O 言語は名 → 姓の順、O-V 言語は姓 → の順）のではないかと、いう指摘である。逆に言えば、伝統姓名において各民族で形式を揃えるのであれば、こうした「語順」に揃えるべきという立場に繋がらうのではないだろうか。

上記のような原住民の人名命名をめぐるジレンマをいかに乗り越えることができるのか。この問題は原住民社会の問題であると同時に、多文化主義を掲げる台湾社会全体の問題でもあり、また多文化時代の世界に生きる、日本を含む国際社会の問題でもある。